

平成23年度 合同金婚式・敬老会



金婚式を迎えられた皆さん



元気してる？最近どうしてるの？

今年金婚式を迎えられた3組のご夫婦に中村村長からお祝いの言葉が贈られ、また「卒寿」、米寿、傘寿それぞれのお祝いを迎えられた方々に、感謝状と記念品が贈呈されました。

祝宴では、占冠保育所園児によるお遊戯やむつみ会の余興が披露され、楽しい1日を過ごしました。



可愛い保育園児のお遊戯。
『おじいちゃん、おばあちゃん、おめでとうございます。これからも、元気で過ごしてください』とお祝いの言葉が送られました。



会場からは応援の声が飛びます。



占冠村の企業を支援します

下記の支援メニューを受けられるのは占冠村に3年以上事業所を置いている事業者です。国または道の制度による支援を受けている場合でもこの支援（国または道の支援の差額）を受けることができます。ただし、次の場合は支援を受けることができません。

占冠村活力あるむらづくり対策条例による助成など同様の村の制度による支援を受けている場合
村から運営補助金を受けている場合
村の出資を受けている場合

【注意】この支援は平成26年3月31日で終了します。



人材育成支援

経営者または従業員に対し、必要な技能を習得させるために助成を行ったときに支援します。

- ★受講料もしくは講習を受けるための負担金及び教材費のうち100分の90以内に相当する額。年額1人あたり30万円、1企業60万円を上限
- ★当該研修に要した日数に要する従業員の賃金に相当する額のうち100分の90以内に相当する額。年額1人あたり30万円、年額1企業100万円を上限

雇用支援

常用従業員とは、厚生年金保険及び健康保険に加入する者をいう。

新たに常用従業員を雇用したことで常用従業員が増え、その状況が1年間続いたときに支援します。増えた常用従業員1人につき、

- ★村民を雇用したときは、年額50万円以内、1事業所につき100万円以内
- ★村民以外を雇用したときは、年額25万円以内、1事業所につき50万円以内

多角化支援

多角化～現在の産業分類から別の産業分類に進出すること。
(例：建設業 農業)

多角化を行うとき、村内に事業所を置いており、かつ従業員が1人以上（事業主を含む）いる場合、支援します。

- ★商品券20万円
- ★多角化の事業が1年以上継続し、更に継続されると認められる場合、現金15万円と商品券10万円

工場・医療・福祉・情報通信施設支援

工場、医療・福祉、情報通信施設を新設または増設したときに固定資産税を3年間免除します。

用地取得支援

工場、医療・福祉、情報通信施設の新設・増設に伴い当該施設の建設に係る用地を村内に取得した場合、用地取得費の100分の50に相当する額を1企業1回限り1千万円を限度に支援します。

環境保全推進支援

- ★工場、医療・福祉、情報通信施設を新設・増設し、村内で環境保全のために緑化事業を行ったときに、緑化事業に直接要した費用の100分の30に相当する額を、1企業1回限り100万円を限度に支援します。ただし、新設・増設から3年以内に行われた事業に限ります。
- ★工場、医療・福祉、情報通信施設を新設・増設し、事業活動に伴うCO₂排出削減設備を導入したときに、CO₂排出削減設備を導入するために直接要した費用の100分の50に相当する額を1企業1回限り500万円を限度に支援します。ただし、新設・増設から3年以内に行われた事業に限ります。

特産品開発支援

地域資源を活用した新商品・新製品の開発を行い、製品化のうえ販売を開始したときに、開発に直接要した費用の100分の50相当額を1企業1回限り50万円を支援します。